

企 画 競 争 公 告

次のとおり、企画競争について公告します。

令和 7 年 2 月 4 日

全国健康保険協会岡山支部
支部長 國定 剛

1. 企画競争に付する事項

- (1) 調達件名 令和 7 年度 被保険者に対する特定保健指導継続的支援業務委託

2. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 全国健康保険協会会計細則第 30 条及び第 31 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 4・5・6 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」のいずれかの等級へ格付けされ、中国地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められるものであること。
- (5) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (6) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受けている者にあつては、直近 1 年間について保険料に未納がない者、健康保険組合等の適用を受けている者にあつては、直近 1 年間について厚生年金保険料に未納がない者であること。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近 1 年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
- (8) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- (9) 「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第 16 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」（平成 25 年厚生労働省告示第 92 号）第 2 「特定保健指導の外部委託に関する基準」を満たしていること。
- (10) 高確法及びその他関係法令を遵守し、「手引き」「標準プログラム」に則って特定保健指導を実施できること。
- (11) 特定保健指導業務において、LINE 等の SNS（ソーシャルネットワークサービス）を用いる場合は、情報提供などの広報業務等、“公表されている情報”に限ったものとする。
- (12) 契約締結日から起算して、前 2 年以内に電子交換所による取引停止処分を受けていないこと又は前 6 か月以内に手形若しくは小切手の不渡り事故を出していないこと。
- (13) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）上の更生手続開始の申立てをした者にあつては、契約締結日まで同法に基づく裁判所による更生手続開始決定がなされていること。
- (14) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）上の再生手続開始の申立てをした者にあつては、契約締結日まで同法に基づく裁判所による再生手続開始決定がなされていること。
- (15) 特定保健指導の結果については、協会支部が指定する仕様に従い、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データを作成し、電子データを格納したファイルを収録した電子媒体（CD-R）によって提出が可能であること。
- (16) 個人情報の管理は、「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）等関連法令のほか、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」等の遵守を徹底していること。
- (17) 保健指導機関番号を取得していること。
- (18) プライバシーマーク、ISO/IEC27001、又は JISQ27001 認証について、少なくとも 1 つを取得していること。
- (19) 特定保健指導の取組み状況等に応じて受診勧奨すべき対象に対し、「標準プログラム」に則って、適切に受診勧奨を実施できること。

3. 契約候補者の選定

企画競争説明書及び仕様書に基づき提出された企画書等について評価を行い、契約候補者一者を選定する。

4. 企画競争説明書等を交付する日時及び場所

- (1) 日時：令和 7 年 2 月 4 日（火）から令和 7 年 2 月 19 日（水）までの土曜日、日曜日、祝日を除く
平日 8 時 30 分から 17 時 00 分まで
- (2) 場所：岡山市北区本町 6-36 第一セントラルビル 1 号館 8 階
全国健康保険協会岡山支部 企画総務グループ 担当：小野
電話 086-803-5781 なお、希望者には、郵送による交付も行うので申し出ること。

5. 企画書募集に関する質問の受付及び回答

- (1) 受付先（仕様内容等）全国健康保険協会岡山支部 保健グループ 担当：山尾

(参加資格等) 全国健康保険協会岡山支部 企画総務グループ 担当：小野
FAX 086-803-5750 (共通)

- (2) 受付期間 令和7年2月10日(月)15時00分まで
- (3) 回 答 令和7年2月12日(水)までに回答する。
- (4) 提出方法 FAX(A4、任意様式)で受け付ける。

6. 企画書等の提出期限等

- (1) 提出期限 令和7年2月19日(水)17時00分
- (2) 提出先 岡山市北区本町6-36 第一セントラルビル1号館8階
全国健康保険協会岡山支部 保健グループ 担当：山尾
- (3) 提出方法 直接提出(持参)又は郵送とする。
郵送の場合は、書留郵便等到着状況を確認できる方法に限る。

7. 企画書の無効

本公告に示した企画競争参加資格を満たさない者、その他競争参加の条件に違反した者の企画書等は無効とする。

8. その他

- (1) 本業務については、全国健康保険協会の令和7年度予算認可をもって業務委託が可能となることから、不認可の場合については業務委託ができない場合があることを了承の上、参加すること。
- (2) 詳細は企画競争説明書による。

【参考】全国健康保険協会会計細則(抜粋)

(競争に参加させることができない者)

第30条 企画総務部長等は次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる者

(競争に参加させないことができる者)

第31条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があつた後3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
 - (7) 前各号のいずれかに該当する事実があつたことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
2. 企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。
3. 第1項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。